

令和6年度 部活動の地域移行のあり方検討委員会

日時 令和6年7月3日(水) 15:00

場所 神戸市産業振興センター802・803号室

議 事 次 第

1 開 会

開会あいさつ

2 委員紹介、委員委嘱

3 委員長あいさつ

4 協議・説明事項

(1)中学校部活動地域移行の考え方(案)について

(2)意見交換

(3)その他

5 事務連絡

6 閉 会

目 次

| | | |
|--------------------|---------|-------|
| ・部活動の地域移行のあり方検討委員会 | 委員名簿 | P 1 |
| ・部活動の地域移行のあり方検討委員会 | 開催要綱 | P 2 |
| ・部活動の地域移行のあり方検討委員会 | 傍聴要綱 | P 3 |
| ・部活動の地域移行のあり方検討委員会 | 第1回開催要項 | P 4 |
| ・中学校部活動地域移行の考え方(案) | | P 5～8 |
| ・中学校部活動地域移行リーフレット | | |

部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿

※敬称略 順不同

| 氏 名 | 役 職 等 |
|----------------------|--------------------------------------|
| あさ い ひろ ゆき 浅井 浩之 | 神戸市吹奏楽連盟 理事長 |
| いし づか だい すけ 石塚 大輔 | スポーツデータバンク(株) 代表取締役社長 |
| お さか み ほ 小坂 美保 | 神戸女学院大学 体育研究室 准教授 |
| みや ざわ きよ し 宮澤 清志 | 神戸市立中学校 PTA 連合会 会長 |
| ふじ わら ひろ ゆき 藤原 宏行 | 神戸市民文化振興財団 常務理事 |
| なか た すすむ 中田 進 | 神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会 会長 |
| わき いく ひろ 脇 郁博 | 神戸市スポーツ協会 常務理事 |
| もり た ひろ ゆき 森田 啓之 | 兵庫教育大学大学院 生活・健康・情報系教育コース(保健体育) 教授 |
| もり た ち あき 守田 智昭 | 神戸市立太田中学校校長 |
| か とう ゆう じ 加藤 裕二 | 神戸市立葺合中学校教頭 |

部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱

令和6年6月 20 日
教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、特別の事項を検討する必要がある場合、教育長は、臨時の委員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第3条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時の委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長の指名)

第4条 教育長は、委員の中から委員長及び副委員長を指名する。

- 2 委員長は、検討委員会の進行をつかさどる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 条)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討委員会の傍聴については、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則(令和4年 11 月9日決裁)

この要綱は、令和4年 11 月 10 日より施行する。

附 則(令和6年6月 20 日決裁)

この要綱は、令和6年6月 21 日より施行する。

部活動の地域移行のあり方検討委員会傍聴要綱

令和6年6月20日
教育長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱(令和4年11月9日決定)第5条第2項の規定に基づき、部活動の地域移行のあり方検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に名前及び連絡先を記入することにより交付する。

2 所定の時間において第6条に定める定員を超えた場合は、傍聴受付票に記入した者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は20人とする。ただし、委員長が特に決める場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育委員会事務局学校教育部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則(令和4年11月9日決裁)

この要綱は、令和4年11月10日より施行する。

附 則(令和6年6月20日決裁)

この要綱は、令和6年6月21日より施行する。

(参考1)傍聴章

| |
|-------------------|
| 部活動の地域移行のあり方検討委員会 |
| 傍 聴 章 |
| No. _____ |

(参考2)傍聴受付票

| | |
|----------------------------|-------|
| 傍 聴 受 付 票(No. _____) | |
| 【会議名】第 回 部活動の地域移行のあり方検討委員会 | |
| 【開催日】令和 年 月 日() | |
| 名 前 | 連 絡 先 |
| | |

令和6年度 部活動の地域移行のあり方検討委員会 第1回開催要項

1 趣 旨

本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会を開催する。

2 日 時 令和6年7月3日(水)15:00～16:30

3 場 所 神戸市産業振興センター802・803 号室

4 委 員 別紙委員名簿参照

5 内 容

(1)開 会

(2)委員紹介

(3)協議・説明事項

- ① 中学校部活動地域移行の考え方(案)について
- ② 意見交換
- ③ その他

(4)事務連絡

(5)閉 会

中学校部活動地域移行の考え方
～ 2026 年 部活動から「K O B E ◆ K A T S U」へ ～

1. 部活動を取り巻く状況

(1) 部活動が果たしてきた役割

- ・部活動は、子供たちが文化・スポーツ活動に親しむ機会を確保し、異年齢との交流の中で豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきた。

(2) 生徒数減少の影響

- ・神戸市においても、少子化による生徒数減少の影響により部活動の種目数が減るなど、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にある。
- ・さらに今後 10 年間で生徒数が大幅に減る（▲約 1 万人）ことが見込まれており、やむを得ない廃部や、単独では試合に出られない学校が大幅に増えるなど、学校単位での部活動の維持が困難になることが想定される。

[参考]

| | 2008 年度 | 2023 年度 | 差 |
|------|----------|----------|----------|
| 生徒数 | 35,851 人 | 33,885 人 | ▲1,966 人 |
| 部活動数 | 1,197 部 | 1,127 部 | ▲ 70 部 |

(3) 部活動の位置づけと働き方改革

- ・部活動は学校の教育課程外の活動であるが、これまで教員が自身の時間を削り、わずかな手当だけで支えてきた。
- ・全国的に学校における働き方改革が進む中で、専門性や意思に関わらず教員が顧問を担う体制を確保することが難しくなっている。

(4) 国における考え方

- ・2022 年 12 月にスポーツ庁・文化庁が策定したガイドラインでは、まずは休日の部活動について、2023 年度から 2025 年度までの 3 年間で「改革推進期間」とし、地域の実情に応じて可能な限り早期に地域移行の実現をめざすこととしている。

(5) 神戸市のこれまでの取り組み

- ・神戸市としても、国の「地域部活動推進事業」を活用したモデル事業に取り組むとともに、2022 年度からは「部活動あり方検討委員会」を開催し意見交換等を行ってきた。
- ・また 2022 年度に児童生徒、保護者、教員にアンケートを実施し、ニーズや課題の把握に努めてきた。

2. 神戸市における部活動地域移行の考え方

(1) 概要

- ・部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、神戸市では 2026 年度より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動」＝「KOBE◆KATSU（コベカツ）」に完全移行する。

(2) 「KOBE◆KATSU」の特徴

- ①神戸総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域の幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供する。
- ②子供たちは学校の枠を越えて、自身が「やりたいこと」を選んで活動する。
- ③子供たちが活動の主役となり、大人が一方向的に勝利至上を押し付けない。
- ④活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を公募し、教育委員会事務局が審査を行った上で登録する。
- ⑤「KOBE◆KATSU」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）が負担する。

〔参考〕部活動と「KOBE◆KATSU」の違い

| | 部活動 | 「KOBE◆KATSU」 |
|------|------------------|---------------------|
| 運営主体 | 学校 | 地域の様々な団体（登録制） |
| 指導者 | 教員、部活動指導員 | 地域の指導者、希望する教員（兼職兼業） |
| 参加者 | 当該校の生徒 | 生徒等（参加範囲を柔軟に設定） |
| 活動場所 | 学校施設 | 学校施設、地域の諸施設 |
| 費用負担 | 部費（実費相当） | 月会費等 |
| 保険 | 日本スポーツ振興センター災害共済 | スポーツ安全保険 |

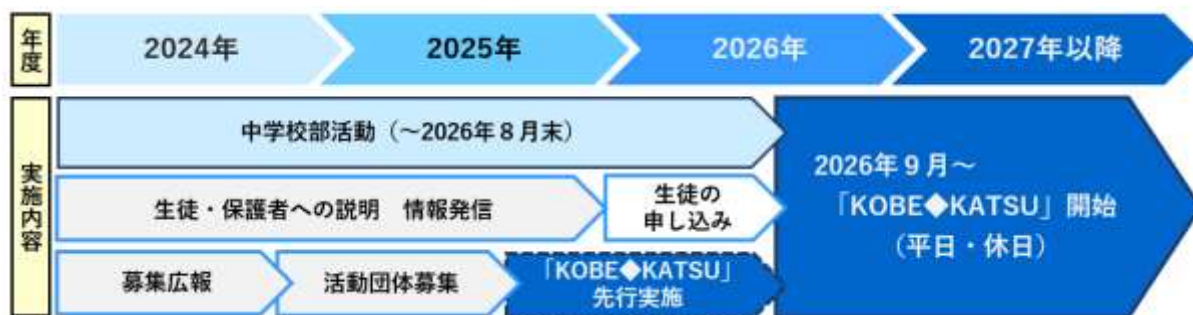
(3) 移行までの進め方

- ①学校規模や居住地域にとらわれず、生徒がやってみたいことを主体的に選択できる活動としていくため、小学4～6年生の児童にアンケートを実施し、あらためてニーズ等を把握する。
- ②要件等を整理した上で、活動団体を公募する。その際、児童生徒・保護者のニーズが多様化していることから、現状の部活動にはない新たな種目も広く公募する。（レクリエーション活動やシーズンスポーツなど）
- ③教育委員会事務局において審査、登録を行い、各クラブの活動内容等について生徒や保護者に情報発信する。

(4) 考えられる課題等

- ・担い手となる地域団体が少ない地域が生じたり、種目が偏在する可能性があるため、調整が必要。
- ・活動場所までの移動手段の考え方について整理が必要。
- ・月会費等の費用負担が過度な負担とならないよう地域団体に働きかけるとともに、経済的に困窮する家庭への支援等について検討が必要。

3. スケジュール



2024年6月～ 関係団体等と協議・調整
生徒・保護者への説明
条件等を整理し活動団体を募集

2026年9月～ 「KOBE◆KATSU」に完全移行

〔参考〕2022年度に実施したアンケート結果（抜粋）

（※休日の部活動の地域移行を検討していくことを前提に実施）

（1）生徒アンケート

- ・部活動に入部した理由（運動部・複数回答）
 - ①楽しみたい 63%
 - ②うまくなりたい 52%
 - ③学校生活を楽しみたい 43%
 - ④仲間を作りたい 40%
 - ⑤良い成績を残したい 27%

- ・地域移行によりかなえて欲しいこと（運動部・複数回答）
 - ①専門性の高い指導 37%
 - ②レクリエーション的な活動 36%
 - ③現在と同程度の活動 36%
 - ④学校部活動にない種目 30%
 - ⑤平日・休日で別の活動 23%

（2）保護者アンケート

- ・学校部活動に期待すること（小学校保護者・複数回答）
 - ①交友関係を広げる 80%
 - ②学校生活の充実 76%
 - ③チームワークや協調性 65%
 - ④楽しむ 65%
 - ⑤挨拶・礼儀等の社会性 62%

（3）教員アンケート

- ・地域移行後も顧問を続けたいか（運動部・文化部合計）
 - 今まで通り続けたい 24%

- ・地域移行にあたって懸念すること（中学校教員・複数回答）
 - ①トラブル・ケガの責任の所在 77%
 - ②大会のあり方と教員の関わり 71%
 - ③平日と休日の活動の連携 62%
 - ④意欲のある指導者の確保 55%
 - ⑤緊急時の対応 52%

2026年 中学校部活動は「KOBE◆KATSU」へ

BE KOBE

神戸市教育委員会

「部活動」から「地域クラブ活動」へ



●部活動を取り巻く状況

子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきた部活動ですが、生徒数の減少等によるやむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が大幅に増えるなど、今後子供たちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧されます。また、これまで教員が自身の時間を削り、わずかな手当だけで支えてきましたが、全国的に教員不足が深刻化する中で、部活動の仕組みは限界に近づいています。



●「KOBE◆KATSU」への移行

神戸市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2026年度より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する

「神戸の地域クラブ活動」

= 「KOBE◆KATSU(コベカツ)」

への完全移行を目指します。

「KOBE◆KATSU」とは



「KOBE◆KATSU」コンセプト

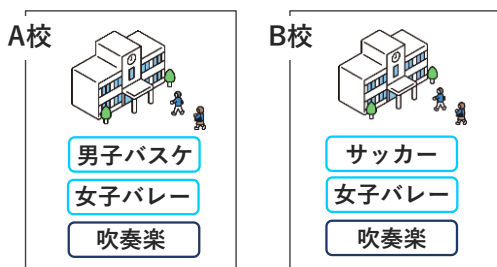
- 校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- 部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動などニーズに合った活動の場を提供します。
- 子供たちが活動の主役となり、大人が一方向的に勝利至上を押し付けません。

- 地域のスポーツ団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供します。
- 活動団体は登録制とし、教育委員会が公募し、審査を行った上で登録します。
- 「KOBE◆KATSU」の各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として各家庭にご負担いただく予定です。（会費制）

●校区を越えて参加できる「KOBE◆KATSU」クラブ

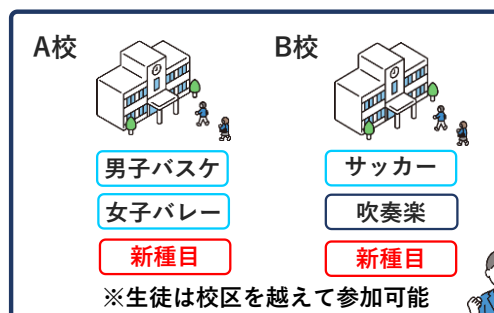
新種目を含めた選択肢から「やりたいこと」を選んで参加できます。

<これまでの学校部活動(例)>



※原則として生徒は各校の種目から選択

<KOBE◆KATSUクラブ(例)>



※生徒は校区を越えて参加可能



●部活動と「KOBE◆KATSU」の比較

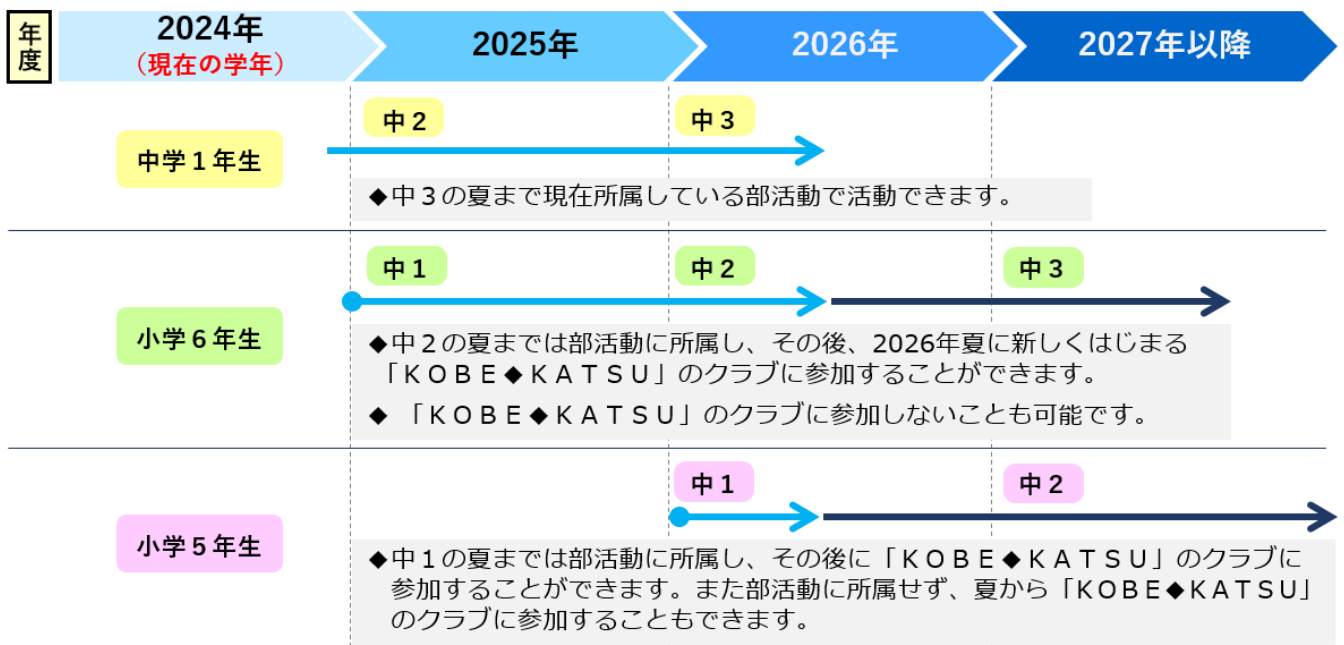
| | 中学校部活動 | 「KOBE◆KATSU」 |
|------|------------------|---------------------|
| 運営主体 | 学校 | 地域の様々な団体（登録制） |
| 指導者 | 教員、部活動指導員 | 地域の指導者、希望する教員（兼職兼業） |
| 参加者 | 当該校の生徒 | 生徒等（参加範囲を柔軟に設定） |
| 活動場所 | 学校施設 | 学校施設、地域の諸施設 |
| 費用負担 | 部費（実費相当） | 月会費等 |
| 保険 | 日本スポーツ振興センター災害共済 | スポーツ安全保険 |



移行までのスケジュール



●移行期間における対応



※2026年夏よりも前から先行実施する「KOBE◆KATSU」もあります。

子供たちがワクワクするような活動となるよう取り組みを進めていきます。
取り組み状況やよくある質問と回答（Q&A）は随時更新しますのでこちらをご覧ください。➡

神戸市教育委員会 児童生徒課

